

勤勉手当の成績率の見直しについて（修正案）

1 趣 旨

職員の能力・業績に基づく処遇への反映を一層徹底する観点から、勤勉手当の成績率の見直しを行う。

2 改正内容

加算額（成績率の原資）を以下のとおり見直す。

現 行	改 正 案
<p>1 課長代理級の職員、主幹教諭及び指導教諭 勤勉手当5%、扶養手当（はね返り含む。）及び下位からの減額分<u>6%</u></p> <p>2 上記以外の職員 勤勉手当4%、扶養手当（はね返り含む。）及び下位からの減額分<u>6%</u></p>	<p>1 課長代理級の職員、主幹教諭及び指導教諭 勤勉手当5%、扶養手当（はね返り含む。）及び下位からの減額分<u>33%</u></p> <p>2 上記以外の職員 勤勉手当4%、扶養手当（はね返り含む。）及び下位からの減額分<u>33%</u></p>

※ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を除く。

3 実施時期

令和6年6月に支給する勤勉手当から適用

4 その他

会計年度任用職員に勤勉手当を支給する場合、成績率を適用する。